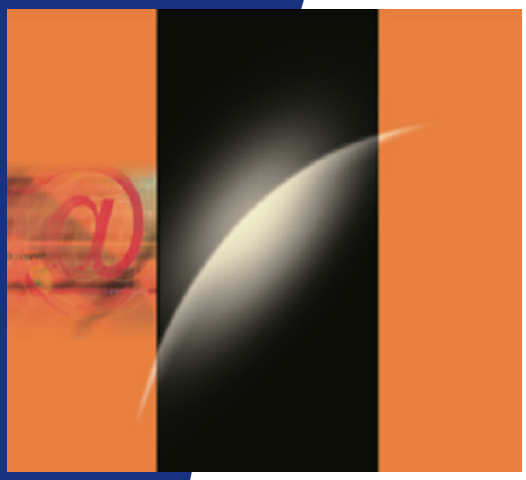
投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年10月28日

Asset Management One



マネックス・日本成長株ファンド
愛称：ザ・ファンド@マネックス

追加型投信／国内／株式

NISA 対象 成長投資枠

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※2
追加型	国内	株式	株式・一般	年1回	日本 グローバル※1	あり （適時ヘッジ）

※1 当ファンドは、一部世界（海外）の資産にも投資可能です。
※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

この目論見書により行う「マネックス・日本成長株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2026年10月27日に関東財務局長に提出しており、2026年10月28日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
■約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉［ファンドの運用の指図を行う者］
アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第324号
設立年月日：1985年7月1日
資本金：20億円（2026年7月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：24兆6,430億円
（2026年7月末現在）

委託会社への照会先
【コールセンター】
0120-104-694
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、わが国の企業の中から、インターネットビジネスの普及・拡大により、高い利益成長が期待できる企業の株式を中心に積極的に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 主として、わが国の株式の中から、下記に該当する“インターネット関連企業の株式”を中心に投資を行います。

◆インターネットの各種インフラを構築する企業
（インターネットの普及・拡大により、直接的に恩恵を受ける企業）

◆インターネットをビジネスのインフラとして活用する企業
（インターネットをビジネスに活用することで、事業の発展、高い利益成長が期待できる企業）

投資対象企業群の一例

◇ウェブ&コンテンツ企業群
◇ネットワーク・ハードウェア企業群
◇ITサービス・ソフトウェア企業群
◇放送・通信事業者
◇インターネット活用企業群

21世紀のインターネットを、“創って伸びる企業”、“使って儲ける企業”に投資します。

2 「ファンドに組み入れるひとつひとつの銘柄の選択」を重視した運用を行います。

●個別企業調査や産業調査など広範かつ精緻なファンダメンタルズ分析に基づき個別企業の投資価値判断を行い、投資魅力が高いと判断される銘柄を厳選し投資します。

•銘柄選定は、主として下記の着眼点を踏まえながら行います。

強固なビジネスモデル	参入障壁の構築、競合他社に対する比較優位性、特許、技術力 等
潜在市場の規模と成長性	市場の成熟度、競争環境、周辺市場への波及度合い 等
経営者の資質	経営トップのリーダーシップ、経営陣の経験・執行能力 等
企業業績	業績拡大のスピード、変化の度合い、成長の持続性 等
株価バリュエーション	各種株価指標からみた現在の株価水準の割高・割安の度合い

●純資産総額の30%の範囲内で外貨建資産への投資を行うことがあります。

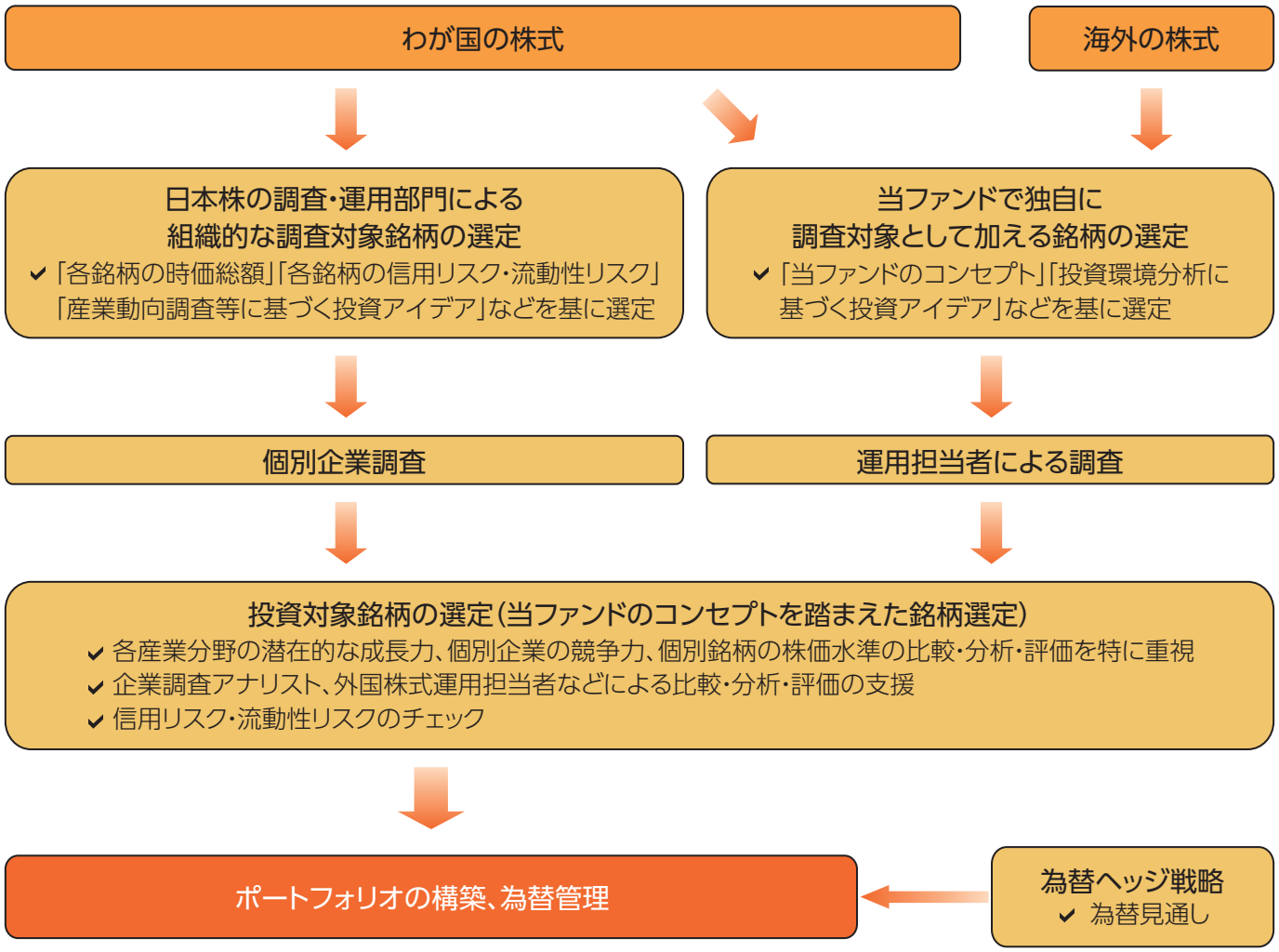
＊わが国の企業を評価するために、わが国の企業と海外の企業との国境を越えた横断的な比較を必要に応じて行います。こうした個別銘柄の比較・分析・評価の過程の中で、国内企業に比べ投資魅力が大きいと判断される海外企業（原則として、わが国において事業を展開している企業に限ります。）を見出した場合には、海外の株式にも投資することがあります。
＊外貨建資産への投資にあたっては、機動的な為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減に努めます。

●株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

運用プロセス



●わが国の株式の中から、産業動向調査等に基づく投資アイデアなどを基に、調査対象とする銘柄を選定するとともに、当ファンドのコンセプト（すなわち「インターネット関連企業の株式を中心とする投資」）と投資環境分析に基づく投資アイデアなどを踏まえて、独自の調査対象銘柄を選定します。

●調査対象銘柄に対する徹底した個別企業調査・産業動向調査を行い、各企業の将来の業績を予想します。
また、業績予想を基に、各銘柄の現在の株価水準が割高か割安かを分析します。

●投資対象銘柄の選定にあたっては、「それぞれの企業が属する産業分野の潜在的な成長力、各産業分野内におけるそれぞれの企業の競争力、個別銘柄の株価水準」の比較・分析・評価を特に重視し、株価に割高感がないことを考慮した上で「成長力・競争力がある優良企業」に投資すること、あるいは「将来において予想される収益力からみて、現在の株価が割安な銘柄」を見出して投資すること、などを目指します。

＊上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

株式	株式への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
デリバティブ取引	デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
外国為替予約取引	外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
非株式(株式以外の資産)	非株式への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

分配方針

毎決算時(原則として毎年7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

◆分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

◆収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。
なお、当ファンドでは、株式の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドは、インターネット関連企業の株式を中心に投資を行うため、当ファンドの基準価額の値動きは、株式市場全体の値動きに対して、大きく乖離する場合があります。

為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信　用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - •投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - •分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - •投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

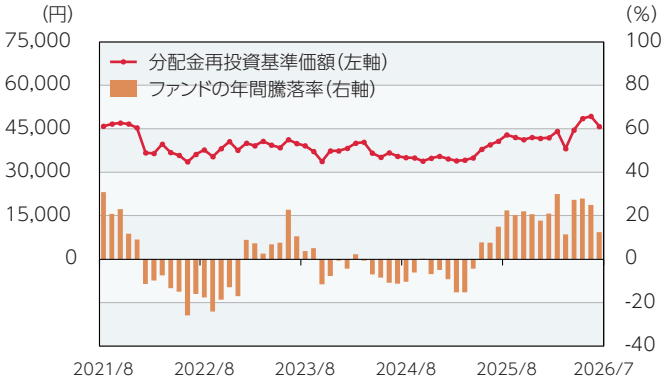
なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

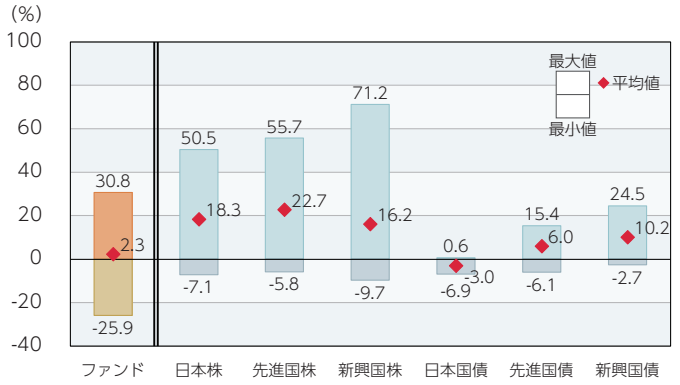
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2021年8月～2026年7月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

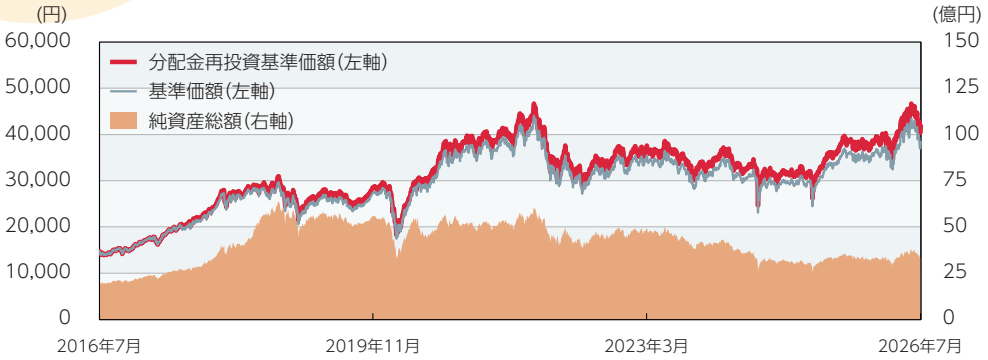
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

データの基準日:2026年7月31日

基準価額・純資産の推移 《2016年7月29日～2026年7月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2000年7月26日)

分配の推移(税引前)

2022年 7月	0円
2023年 7月	250円
2024年 7月	0円
2025年 7月	250円
2026年 7月	500円
設定来累計	3,715円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
株式		97.11
	内　日本	97.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2.89
合計(純資産総額)		100.00

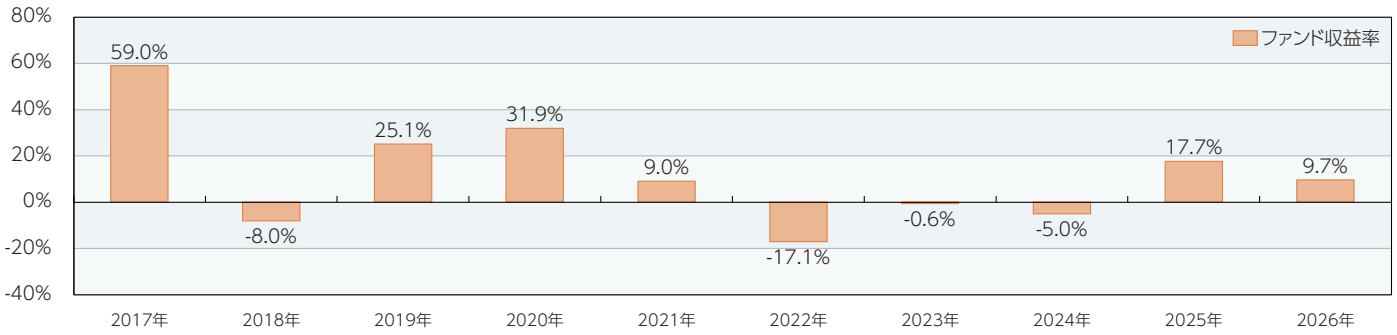
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	情報・通信業	33.01
2	電気機器	20.99
3	サービス業	11.88
4	機械	6.34
5	化学	4.23

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	スマレジ	株式	日本	情報・通信業	2.12
2	網屋	株式	日本	情報・通信業	2.07
3	GMOフィナンシャルゲート	株式	日本	情報・通信業	1.98
4	日置電機	株式	日本	電気機器	1.72
5	フィードフォースグループ	株式	日本	サービス業	1.64
6	四国化成ホールディングス	株式	日本	化学	1.63
7	鈴木	株式	日本	電気機器	1.62
8	FUJI	株式	日本	機械	1.62
9	鎌倉新書	株式	日本	サービス業	1.59
10	ボードルア	株式	日本	情報・通信業	1.58

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社までお問い合わせください。(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	購入申込受付日から起算して4営業日目までにお支払いください。 ※なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年10月28日から2027年4月27日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2000年7月26日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 •やむを得ない事情が発生したとき。 •信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="2">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td>換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。</td></tr>
<tr><th colspan="2">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.617%（税抜1.47%）
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
<table>
<tr><th>支払先</th><th>内訳（税抜）</th><th>主な役務</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.70%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.70%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.07%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。
•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
•信託事務の処理に要する諸費用
•外国での資産の保管等に要する費用
•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等
監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。
※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</td></tr>
</table>

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

手続・手数料等

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.66%	1.62%	0.05%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年7月26日～2026年7月27日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。


Asset
Management
One